

## 北海道告示第10672号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成30年 7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域食マーケティング人材育成事業研修補助金</p> <p>それぞれの地域における食と観光の連携などの視点を取り入れて、地域特有の資源を有効活用した自社商品の商品力向上に取り組むことのできる人材を育成するために北海道が実施する地域食マーケティング人材育成事業の道外研修受講者に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道外研修を受講する道内に居住する者。ただし研修の受講に対し、他の国又は道の補助金等の交付の対象となる場合を除くほか、補助対象者は原則として以下の条件を満たす事業所に属する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険適用事業所であること。</li> <li>・厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業所でないこと。</li> <li>・労働保険料を滞納している事業所でないこと。</li> <li>・支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業所であること。</li> </ul>	<p>道外研修を受講するに当たって要する経費。ただし、研修受講料分を除く。</p>	<p>10分の8以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p>		

<p>2 機能性食品・素材バリューチェーン強化パッケージ事業(機能性食品に関する展示会出展支援事業) 本道における機能性食品の取組を加速するとともに、安定的で良質な雇用の創造を図るため、機能性食品に関する展示会に出展する道内食関連企業で構成する実行委員会に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>機能性食品に関する展示会に出展する道内食関連企業で構成する実行委員会</p>	<p>機能性食品に関する展示会に出展する実行委員会の構成員が、展示会に出展するために要する経費のうち、次のとおりとする。 (1)輸送費 (2)旅費 (3)その他北海道知事が特に必要と認める経費</p>	<p>10分の8以内(211万2,000円を限度額とする。) (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p>		
<p>3 機能性食品・素材バリューチェーン強化パッケージ事業(機能性評価分析支援事業) 企業による道産機能性素材の開発を促進し、食の高付加価値化による食関連産業の振興と、安定的かつ良質な雇用創出を図る事業を実施する(公財)北海道科学技術総合振興センターに対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター(以下「補助事業者」という。)が実施する補助事業等に要する経費のうち、次のとおりとする。 (1) 補助事業者が、道内に本社又は事業拠点を有する企業、研究機関等、及びそれらの共同事業体(以下「間接補助事業者」という。)が実施する事業等に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (2) 間接補助事業者が実施する前号の事業に要する経費のうち次に掲げるもの ア 生化学、培養細胞による機能性評価試験に要する経費 イ 動物による機能性評価試験に要する経費 ウ ヒト介入試験に要する経費 エ 上記ウのヒトを被験者とした臨床試験に係る論文作成に要する経費 オ その他、上記アからウの試験に直接関連する成分分析に要する経費</p>	<p>2分の1以内(333万3,000円を限度額とする。) (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p>		

<p>4 道産スイーツ海外 ブランド強化事業</p> <p>本道菓子産業の商品の市場拡大及び安定的かつ良質な新たな雇用創出を図るため、札幌商工会議所が実施する事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>札幌商工会議所</p>	<p>札幌商工会議所が行う道産スイーツ海外ブランド強化事業に要する経費のうち、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>10分の8以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p>		
---	----------------	---	---	---	--	--	--	--